

福岡都市圏南部最終処分場
浸出水処理施設建設工事

落札者決定基準書

平成25年8月

福岡都市圏南部環境事業組合

— 目 次 —

1. 総則	1
2. 用語定義	1
3. 落札者決定の手順	1
4. 入札参加資格審査	2
5. 書類確認	2
6. 総合評価	2
7. 落札者の決定	3
別紙1 総合評価について	4
別紙2 技術評価において評価する項目及び視点	7
別紙3 技術提案書作成にあたっての留意点等	8

1. 総則

福岡都市圏南部環境事業組合（以下「組合」という。）は、福岡都市圏南部最終処分場浸出水処理施設建設工事（以下「本工事」という。）の請負者決定に係る契約方式について、技術提案及び入札金額の総合的な評価によって落札者を決定する総合評価一般競争入札を採用する。

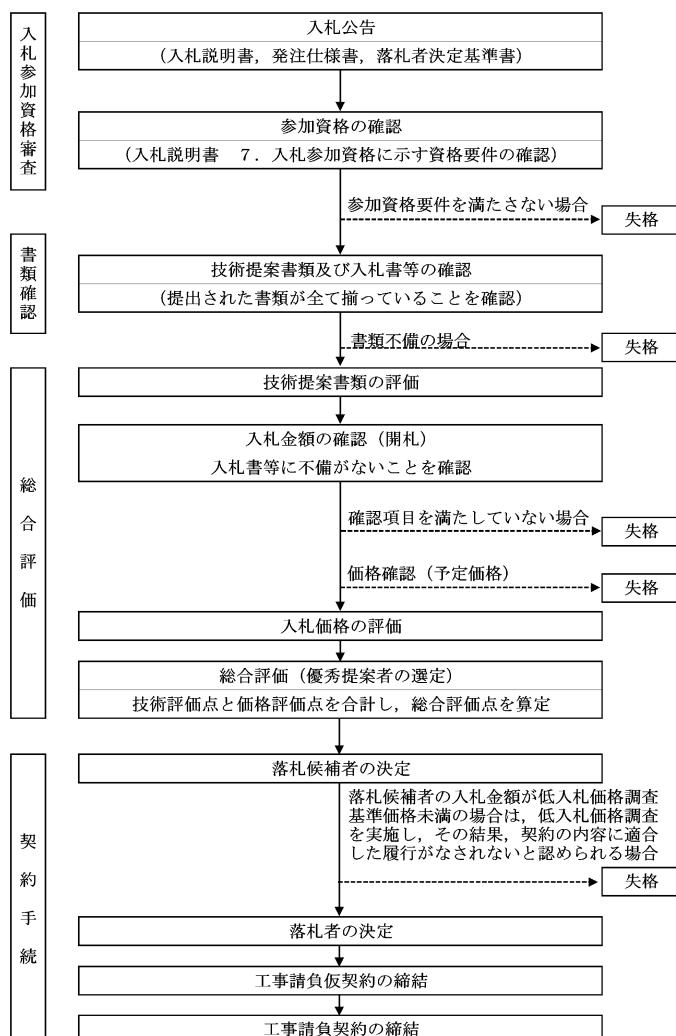
この落札者決定基準書は、本工事を実施する請負者を決定するために総合評価一般競争入札（以下「本競争入札」という。）を実施するにあたり、入札参加者から提出された応募資料を、客観的に評価するための評価項目及び方法等を示すもので、入札参加者が行う提案に具体的な指針を与えるものであり、「福岡都市圏南部最終処分場浸出水処理施設建設工事 入札説明書」（以下「入札説明書」という。）と一体のものである。

2. 用語定義

この落札者決定基準書で用いる用語の定義は、この落札者決定基準書に定義するものを除き、入札説明書の例による。

3. 落札者決定の手順

落札者決定における総合評価一般競争入札は、下図に示す手順で実施する。



4. 入札参加資格審査

組合は、入札参加者から提出された入札参加資格審査申請書類を基に、当該者が「入札説明書 7. 入札参加資格」に示した資格要件を満たすことの審査を行う。

この結果、当該資格を満たすと認められた者のみ入札書類を提出できるものとし、当該資格を満たさないと認められた者は失格とする。

5. 書類確認

組合は、入札参加有資格者から提出された入札書類が下記確認項目を満たしていることを確認する。

この結果、当該確認項目を満たしていることが認められた場合総合評価を行い、当該確認項目を満たしていない場合は失格とする。

ア 入札書類が全て揃っていること。

イ 入札説明書に示す入札書類の作成に関する要件を満たしていること。

6. 総合評価

本工事の目的を実現する上で必要な事項を評価項目とし、提案内容の定量化を図ることにより、客観的な視点から最も優秀な提案を選定する。

(1) 技術提案書類の評価

総合評価審査委員会は、技術提案書類に記載された内容について、「別紙1 (2) 技術評価における点数化方法」に従って点数化し、技術評価点を決定する。

(2) 入札金額の確認

組合は、入札参加有資格者から提出された入札書等を開札し、下記確認項目を満たしていることを確認する。

この結果、当該確認項目を満たしていることが認められた場合入札金額の評価を行い、当該確認項目を満たしていない場合は失格とする。

ア 入札金額が予定価格（入札書比較価格）を超えないこと。

イ 入札書等に不備がないこと。

(3) 入札価格の評価

総合評価審査委員会は、入札金額について、「別紙1 (3) 価格評価における点数化方法」に従って点数を算定し、価格評価点を決定する。

(4) 総合評価

総合評価審査委員会は、「別紙1 (4) 総合評価点の算定方法」に従って点数を算定し、総合評価点を決定する。

総合評価点が最も高い、入札参加有資格者を優秀提案者として選定する。

7. 落札者の決定

- (1) 組合は、総合評価で選定された優秀提案者を落札候補者とする。
なお、優秀提案者が 2 者以上（総合評価点が同点）の場合は、該当者にくじを引かせて落札候補者を決定する。
- (2) 落札候補者の入札金額が低入札価格調査基準価格以上であれば、その者を落札者として決定する。
- (3) 落札候補者の入札金額が低入札価格調査基準価格未満であれば、福岡都市圏南部環境事業組合低入札価格調査実施要綱（平成 20 年告示第 5 号）（以下「低入札価格調査実施要綱」という。）に基づく調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施する。
- (4) 低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないと認められる場合は、その者を落札者として決定する。
- (5) 低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないと認められる場合は、その者を失格とし、それ以外の者を対象として、総合評価点の高い者から順次（1）以降の方法により落札者を決定する。

別紙1 総合評価について

(1) 総合評価の評価項目及び配点

総合評価による点数が総合評価点の値となるため、その配点及び点数化基準については、施設の「信頼性」、「安全性」に配慮した整備を行うことの必要性、重要性を勘案し、本工事に対する入札参加有資格者が有するべき技術力及び創意工夫を期待する度合いにより設定した。したがって、評価項目は、組合が入札参加有資格者の提案に期待している事項であり、配点はその重みを示すものである。

評価項目及び配点については、次のとおりである。なお、各評価項目における評価基準等の詳細については、別紙2を参照のこと。

評価項目		配点	
技術評価	提案項目	技術に関する提案①	5
		技術に関する提案②	10
		技術に関する提案③	5
		建築計画に関する提案	10
		環境対策に関する提案	5
		維持管理に関する提案	10
企業評価項目		企業の施工能力①	3
		企業の施工能力②	3
		企業の施工能力③	3
		技術者の能力	3
		地域貢献	3
価格評価	入札金額に関する事項	入札金額	40
合 計		100	

(2) 技術評価における点数化方法

技術評価における項目毎に評価点を算定し、当該評価点の合計を技術評価点とする。

なお、項目毎の評価点は、総合評価審査委員会の各委員が次に示す項目毎の段階評価による点数化方法により算定した評価点の平均値とする。また、平均値を求める際は、少数第3位を四捨五入した値とする。

1) 提案項目

評価	判 斷 基 準	点数化方法
A	当該評価項目において、特に優れている	配点×1. 00
B	AとCの中間程度	配点×0. 75
C	当該評価項目において、優れている	配点×0. 50
D	CとEの中間程度	配点×0. 25
E	当該評価項目において、標準である	配点×0. 00

2) 企業評価項目

① 企業（A構成員）の施工能力（同種工事の施工実績）

評価	判 斷 基 準	点数化方法
A	3件	配点×1. 00
B	2件	配点×0. 50
C	1件	配点×0. 00

※入札参加者のA構成員に評価点を算定し、その平均値を当該入札参加者の評価点とする。(少数第3位四捨五入)

② 企業（B構成員）の施工能力（公共工事の施工実績）

評価	判 斷 基 準	点数化方法
A	3件	配点×1. 00
B	2件	配点×0. 50
C	1件	配点×0. 00

※入札参加者のB構成員に評価点を算定し、その平均値を当該入札参加者の評価点とする。(少数第3位四捨五入)

③ 企業（各構成員）の施工能力（品質管理への取組）

評価	判 斷 基 準	点数化方法
A	取得有り	配点×1. 00
B	取得なし	配点×0. 00

※入札参加者の構成員に評価点を算定し、その平均値を当該入札参加者の評価点とする。(少数第3位四捨五入)

技術者の能力（同種工事の施工経験）

評価	判 斷 基 準	点数化方法
A	施工経験有り	配点×1.00
B	施工経験なし	配点×0.00

地域貢献（地元企業及び地元資材の活用）

評価	判 斷 基 準	点数化方法
A	当該評価項目において、特に優れている	配点×1.00
B	AとCの中間程度	配点×0.75
C	当該評価項目において、優れている	配点×0.50
D	CとEの中間程度	配点×0.25
E	当該評価項目において、標準である	配点×0.00

※地元とは、組合を構成する福岡市、春日市、大野城市、太宰府市及び那珂川町である。

(3) 価格評価における点数化方法

入札金額について、次の算定式により価格評価点を算定する。なお、点数は少数第3位を四捨五入した値とする。

【価格評価点の算定式】

$$\text{価格評価点} = \text{価格評価配点} \times (\text{最低入札金額} / \text{入札金額})$$

(4) 総合評価点の算定方法

「(2) 技術評価における点数化方法」「(3) 価格評価における点数化方法」により算定した評価点から、次に示す算定式により、総合評価点を算定する。

【総合評価点の算定式】

$$\text{総合評価点} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

別紙2 技術評価において評価する項目及び視点

評価項目		評価視点	配点		
技術評価	提案項目①	技術に関する提案① 第15号様式	循環枠を考慮した処理システムの構築について	5	
		技術に関する提案② 第16号様式	水質・水量の変動に対応した処理システムの構築について	10	
		技術に関する提案③ 第17号様式	大雨・火災・故障・停電・その他緊急事態時の想定及びその対応	5	
		建築計画に関する提案 第18号様式	周辺景観と調和した意匠計画及び地域にとって親しみのあるデザイン計画機能的及び効率的な平面計画	10	
		環境対策に関する提案 第19号様式	省エネ・省資源への取組、再生可能エネルギーの活用について	5	
	企業評価項目②	維持管理に関する提案 第20号様式	運転管理費、設備修繕費の削減について	10	
		企業の施工能力① 第21号様式	一定期間内に同種工事の施工実績のある者を優位に評価する。	3	
		企業の施工能力② 第22号様式	一定期間内に公共工事の施工実績のある者を優位に評価する。	3	
		企業の施工能力③ 第23号様式	品質管理への取組としてISO9001の取得のある者を優位に評価する。	3	
		技術者の能力 第24号様式	配置予定技術者に同種工事の施工経験があれば優位に評価する。	3	
地域貢献に関する提案 第25号様式			地元企業・資材等の活用の度合いにより評価する。	3	
			60		

別紙3 技術提案書作成にあたっての留意点等

技術に関する提案①（循環柵を活用した処理システムの構築について）

1. 視点

循環柵を活用することにより水質の改善や水量の削減等の効果が見込まれるが、そのことを踏まえた上での処理システムの構築について提案を求める。

2. 標準案の内容等（満たすべき要求要件等）

設計図書等（設計書、発注仕様書など）による。

3. 提案にあたって

1) 循環柵を考慮した処理システムの構築について、上記の視点を踏まえて提案を行うこと。

提案は、提案様式中の(1)～(3)の項目の範囲内で、項目毎に実施内容を1つずつ、記載するものとし、複数の提案をまとめて記載してはならない（1つの提案につき、実施内容は1つ）。提案の特徴、要求要件（標準案）を上回る点と、その効果を具体的かつ定量的に記載すること。

1つの提案に明らかに複数の実施内容が含まれる場合は、1つの実施内容のみを評価対象とする。

2) 要求要件（標準案）に基づき施工を行う場合は、その旨明示すること。その場合は、本項目の評価点は0点とする。

3) その他

①提案内容は、具体的な根拠を伴い、履行の担保・確認ができるものとする。なお、要求要件（標準案）に留まる提案、視点に沿っていない提案や以下に示す提案は評価しない。

(a) 工事目的物の基本的な形状、規格等の変更を要する提案など。

(b) 提案内容が抽象的なものや曖昧なもの。

(c) 提案内容の履行の有無が確認できないもの。

※詳細については、「評価しない提案について」P16を参照のこと。

②提案様式等

(a) 技術提案内容は、技術提案書：第15号様式（A4判1枚（片面））に簡明に記載すること。補足資料として説明が必要な場合（定量的に記載）や図面等の提示を希望する場合、(1)～(3)の各項目にA4判1枚（片面）までの範囲で添付を認める。

(b) 技術提案書：第15号様式及び補足資料の文字サイズは10.5ポイント以上（図面等の文字はこの限りではない）とする。なお、提出様式の記載事項（注意事項等）は消してはならず、余白等を含め様式を変更してはならない。（枠線のうち、破線のみは行高・列幅調整のための移動、消去は可）

(c) 技術提案書は、提出者名を伏せて審査・評価するため、提案内容に提出者が特定される記載をしてはならない。

(d) 以上の規定が守れない場合、本項目の評価点は0点とする。

第 16 号様式（技術評価、技術に関する提案②） 関連

技術に関する提案②（水質・水量の変動に対応した処理システムの構築について）

1. 視点

経年及び季節により変動する水質・水量の変動に対応した処理システムの構築について提案を求める。

水質については、発注仕様書に示している原水水質の数値が半減した場合の処理方法について、具体的に提案を求める。

2. 標準案の内容等（満たすべき要求要件等）

設計図書等（設計書、発注仕様書など）による。

3. 提案にあたって

1) 水質・水量の変動を考慮した処理システムの構築について、上記の視点を踏まえて提案を行うこと。

提案は、提案様式中の(1)～(3)の項目の範囲内で、項目毎に実施内容を1つずつ、記載するものとし、複数の提案をまとめて記載してはならない（1つの提案につき、実施内容は1つ）。提案の特徴、要求要件（標準案）を上回る点と、その効果を具体的かつ定量的に記載すること。

1つの提案に明らかに複数の実施内容が含まれる場合は、1つの実施内容のみを評価対象とする。

2) 要求要件（標準案）に基づき施工を行う場合は、その旨明示すること。その場合は、本項目の評価点は0点とする。

3) その他

①提案内容は、具体的な根拠を伴い、履行の担保・確認ができるものとする。なお、要求要件（標準案）に留まる提案、視点に沿っていない提案や以下に示す提案は評価しない。

(a) 工事目的物の基本的な形状、規格等の変更を要する提案など。

(b) 提案内容が抽象的なものや曖昧なもの。

(c) 提案内容の履行の有無が確認できないもの。

※詳細については、「評価しない提案について」P16を参照のこと。

②提案様式等

(a) 技術提案内容は、技術提案書：第16号様式（A4判1枚（片面））に簡明に記載すること。補足資料として説明が必要な場合（定量的に記載）や図面等の提示を希望する場合、(1)～(3)の各項目にA4判1枚（片面）までの範囲で添付を認める。

(b) 技術提案書：第16号様式及び補足資料の文字サイズは10.5ポイント以上（図面等の文字はこの限りではない）とする。なお、提出様式の記載事項（注意事項等）は消してはならず、余白等を含め様式を変更してはならない。（枠線のうち、破線のみは行高・列幅調整のための移動、消去は可）

(c) 技術提案書は、提出者名を伏せて審査・評価するため、提案内容に提出者が特定される記載をしてはならない。

(d) 以上の規定が守れない場合、本項目の評価点は0点とする。

第 17 号様式（技術評価、技術に関する提案③） 関連

技術に関する提案③（大雨・火災・故障・停電・その他緊急事態時の想定及びその対応）

1. 視点

施設稼働中における大雨・火災・故障・停電・その他緊急事態時の想定及びその対応について提案を求める。

2. 標準案の内容等（満たすべき要求要件等）

設計図書等（設計書、発注仕様書など）による。

3. 提案にあたって

1) 緊急時の対応について、上記の視点を踏まえて提案を行うこと。

提案は、提案様式中の(1)～(3)の項目の範囲内で、項目毎に実施内容を1つずつ、記載するものとし、複数の提案をまとめて記載してはならない（1つの提案につき、実施内容は1つ）。提案の特徴、要求要件（標準案）を上回る点と、その効果を具体的かつ定量的に記載すること。1つの提案に明らかに複数の実施内容が含まれる場合は、1つの実施内容のみを評価対象とする。

2) 要求要件（標準案）に基づき施工を行う場合は、その旨明示すること。その場合は、本項目の評価点は0点とする。

3) その他

①提案内容は、具体的な根拠を伴い、履行の担保・確認ができるものとする。なお、要求要件（標準案）に留まる提案、視点に沿っていない提案や以下に示す提案は評価しない。

(a) 工事目的物の基本的な形状、規格等の変更を要する提案など。

(b) 提案内容が抽象的なものや曖昧なもの。

(c) 提案内容の履行の有無が確認できないもの。

※詳細については、「評価しない提案について」P16を参照のこと。

②提案様式等

(a) 技術提案内容は、技術提案書：第17号様式（A4判1枚（片面））に簡明に記載すること。補足資料として説明が必要な場合（定量的に記載）や図面等の提示を希望する場合、(1)～(3)の各項目にA4判1枚（片面）までの範囲で添付を認める。

(b) 技術提案書：第17号様式及び補足資料の文字サイズは10.5ポイント以上（図面等の文字はこの限りではない）とする。なお、提出様式の記載事項（注意事項等）は消してはならず、余白等を含め様式を変更してはならない。（枠線のうち、破線のみは行高・列幅調整のための移動、消去は可）

(c) 技術提案書は、提出者名を伏せて審査・評価するため、提案内容に提出者が特定される記載をしてはならない。

(d) 以上の規定が守れない場合、本項目の評価点は0点とする。

第18号様式（技術評価、建築計画に関する提案） 関連

建築計画に関する提案（意匠計画・平面計画について）

1. 視点

大野市の特徴を活かし、地域にとって親しみのあるデザイン計画、及び周辺景観と調和した意匠計画について提案を求める。

各諸室の機能的及び効率的な配置計画について提案を求める。

2. 標準案の内容等（満たすべき要求要件等）

設計図書等（設計書、発注仕様書など）による。

3. 提案にあたって

1) 建築計画について、上記の視点を踏まえて提案を行うこと。

提案は、提案様式中の(1)～(3)の項目の範囲内で、項目毎に実施内容を1つずつ、記載するものとし、複数の提案をまとめて記載してはならない（1つの提案につき、実施内容は1つ）。提案の特徴、要求要件（標準案）を上回る点と、その効果を具体的かつ定量的に記載すること。1つの提案に明らかに複数の実施内容が含まれる場合は、1つの実施内容のみを評価対象とする。

2) 要求要件（標準案）に基づき施工を行う場合は、その旨明示すること。その場合は、本項目の評価点は0点とする。

3) その他

①提案内容は、具体的な根拠を伴い、履行の担保・確認ができるものとする。なお、要求要件（標準案）に留まる提案、視点に沿っていない提案や以下に示す提案は評価しない。

(a) 工事目的物の基本的な形状、規格等の変更を要する提案など。

(b) 提案内容が抽象的なものや曖昧なもの。

(c) 提案内容の履行の有無が確認できないもの。

※詳細については、「評価しない提案について」P16を参照のこと。

②提案様式等

(a) 技術提案内容は、技術提案書：第18号様式（A4判1枚（片面））に簡明に記載すること。補足資料として説明が必要な場合（定量的に記載）や図面等の提示を希望する場合、(1)～(3)の各項目にA4判1枚（片面）までの範囲で添付を認める。

(b) 技術提案書：第18号様式及び補足資料の文字サイズは10.5ポイント以上（図面等の文字はこの限りではない）とする。なお、提出様式の記載事項（注意事項等）は消してはならず、余白等を含め様式を変更してはならない。（枠線のうち、破線のみは行高・列幅調整のための移動、消去は可）

(c) 技術提案書は、提出者名を伏せて審査・評価するため、提案内容に提出者が特定される記載をしてはならない。

(d) 以上の規定が守れない場合、本項目の評価点は0点とする。

環境対策に関する提案（環境対策について）

1. 視点

省エネ、省資源、節水等への取組、再生可能エネルギーの活用について提案を求める。

2. 標準案の内容等（満たすべき要求要件等）

発注仕様書、生活環境影響調査書による。

3. 提案にあたって

1) 環境対策について、上記の視点を踏まえて提案を行うこと。

提案は、提案様式中の(1)～(3)の項目の範囲内で、項目毎に実施内容を1つずつ、記載するものとし、複数の提案をまとめて記載してはならない（1つの提案につき、実施内容は1つ）。提案の特徴、要求要件（標準案）を上回る点と、その効果を具体的かつ定量的に記載すること。1つの提案に明らかに複数の実施内容が含まれる場合は、1つの実施内容のみを評価対象とする。

2) 要求要件（標準案）に基づき施工を行う場合は、その旨明示すること。その場合は、本項目の評価点は0点とする。

3) その他

①提案内容は、具体的な根拠を伴い、履行の担保・確認ができるものとする。なお、要求要件（標準案）に留まる提案、視点に沿っていない提案や以下に示す提案は評価しない。

(a) 工事目的物の基本的な形状、規格等の変更を要する提案など。

(b) 提案内容が抽象的なものや曖昧なもの。

(c) 提案内容の履行の有無が確認できないもの。

※詳細については、「評価しない提案について」 P 16 を参照のこと。

②提案様式等

(a) 技術提案内容は、技術提案書：第 19 号様式（A4 判 1 枚（片面））に簡明に記載すること。補足資料として説明が必要な場合（定量的に記載）や図面等の提示を希望する場合、(1)～(3) の各項目に A4 判 1 枚（片面）までの範囲で添付を認める。

(b) 技術提案書：第 19 号様式及び補足資料の文字サイズは 10.5 ポイント以上（図面等の文字はこの限りではない）とする。なお、提出様式の記載事項（注意事項等）は消してはならず、余白等を含め様式を変更してはならない。（枠線のうち、破線のみは行高・列幅調整のための移動、消去は可）

(c) 技術提案書は、提出者名を伏せて審査・評価するため、提案内容に提出者が特定される記載をしてはならない。

(d) 以上の規定が守れない場合、本項目の評価点は0点とする。

維持管理に関する提案（維持管理について）

1. 視点

運転管理費については、電力料、水道料、下水道料、薬品費について年間降水量 1,750mm（浸出係数 0.73）の場合における 1 年間の費用を提案し、システム等で費用の低減に寄与している箇所について提案を求める。

設備修繕費及び更新費については、本施設稼働期間中において機器単体もしくはシステム上（建築物も含む）で、当該費用の低減に寄与している箇所について提案を求める。

2. 標準案の内容等（満たすべき要求要件等）

発注仕様書による。

3. 提案にあたって

1) 維持管理について、上記の視点を踏まえて提案を行うこと。

提案は、提案様式中の(1)～(3)の項目の範囲内で、項目毎に実施内容を 1 つずつ、記載するものとし、複数の提案をまとめて記載してはならない（1 つの提案につき、実施内容は 1 つ）。提案の特徴、要求要件（標準案）を上回る点と、その効果を具体的かつ定量的に記載すること。1 つの提案に明らかに複数の実施内容が含まれる場合は、1 つの実施内容のみを評価対象とする。

2) 要求要件（標準案）に基づき施工を行う場合は、その旨明示すること。その場合は、本項目の評価点は 0 点とする。

3) その他

①提案内容は、具体的な根拠を伴い、履行の担保・確認ができるものとする。なお、要求要件（標準案）に留まる提案、視点に沿っていない提案や以下に示す提案は評価しない。

(a) 工事目的物の基本的な形状、規格等の変更を要する提案など。

(b) 提案内容が抽象的なものや曖昧なもの。

(c) 提案内容の履行の有無が確認できないもの。

※詳細については、「評価しない提案について」 P16 を参照のこと。

②提案様式等

(a) 技術提案内容は、技術提案書：第 20 号様式（A4 判 1 枚（片面））に簡明に記載すること。補足資料として説明が必要な場合（定量的に記載）や図面等の提示を希望する場合、(1)～(3) の各項目に A4 判 1 枚（片面）までの範囲で添付を認める。

(b) 技術提案書：第 20 号様式及び補足資料の文字サイズは 10.5 ポイント以上（図面等の文字はこの限りではない）とする。なお、提出様式の記載事項（注意事項等）は消してはならず、余白等を含め様式を変更してはならない。（枠線のうち、破線のみは行高・列幅調整のための移動、消去は可）

(c) 技術提案書は、提出者名を伏せて審査・評価するため、提案内容に提出者が特定される記載をしてはならない。

(d) 以上の規定が守れない場合、本項目の評価点は 0 点とする。

地域貢献に関する提案（地元企業、地元資材等の活用について）

1. 視点

地元企業（雇用）、地元資材（県産）等の活用への取り組みが具体的に示され、かつ現実可能な提案を求める。

※地元とは、組合を構成する福岡市、春日市、大野城市、太宰府市及び那珂川町である。

2. 標準案の内容等（満たすべき要求要件等）

発注仕様書による。

3. 提案にあたって

1) 地域貢献について、上記の視点を踏まえて提案を行うこと。

提案は、提案様式中の(1)～(3)の項目の範囲内で、項目毎に実施内容を1つずつ、記載するものとし、複数の提案をまとめて記載してはならない（1つの提案につき、実施内容は1つ）。提案の特徴、要求要件（標準案）を上回る点と、その効果を具体的かつ定量的に記載すること。1つの提案に明らかに複数の実施内容が含まれる場合は、1つの実施内容のみを評価対象とする。

2) 要求要件（標準案）に基づき施工を行う場合は、その旨明示すること。その場合は、本項目の評価点は0点とする。

3) その他

①提案内容は、具体的な根拠を伴い、履行の担保・確認ができるものとする。なお、要求要件（標準案）に留まる提案、視点に沿っていない提案や以下に示す提案は評価しない。

(a) 工事目的物の基本的な形状、規格等の変更を要する提案など。

(b) 提案内容が抽象的なものや曖昧なもの。

(c) 提案内容の履行の有無が確認できないもの。

※詳細については、「評価しない提案について」 P 16 を参照のこと。

②提案様式等

(a) 技術提案内容は、技術提案書：第 25 号様式（A4 判 1 枚（片面））に簡明に記載すること。補足資料として説明が必要な場合（定量的に記載）や図面等の提示を希望する場合、(1)～(3) の各項目に A4 判 1 枚（片面）までの範囲で添付を認める。

(b) 技術提案書：第 25 号様式及び補足資料の文字サイズは 10.5 ポイント以上（図面等の文字はこの限りではない）とする。なお、提出様式の記載事項（注意事項等）は消してはならず、余白等を含め様式を変更してはならない。（枠線のうち、破線のみは行高・列幅調整のための移動、消去は可）

(c) 技術提案書は、提出者名を伏せて審査・評価するため、提案内容に提出者が特定される記載をしてはならない。

(d) 以上の規定が守れない場合、本項目の評価点は0点とする。

※評価しない提案について

以下のような提案は、評価しない。提案書作成の際は十分留意すること。

※評価しない提案（例）

1. 工事目的物を変える等の過度な提案

- ・図面、仕様書等で明示している工事目的物の基本的な形状、規格等の変更を要する提案
- ・過度な効果を実現するための提案、社会通念上、明らかに利益を度外視した過度なコストを要する提案

2. 履行の具体性や現実性が不透明な提案

- ・「～努力する」、「～目標とする」と記載されるなど、履行の具体性に欠ける提案
- ・提案の実施にあたり、他機関及び他工事との調整、第3者との調整・協力等が前提となるため、実現性が不明確な提案
- ・表現が抽象的で、実施するための方法や基準、場所、時期、頻度、実施量などが不明確な提案

3. 標準的な対応に留まる提案

- ・設計図書（設計書、発注仕様書など）に示された内容と同等の提案
- ・関係法令に基づき、遵守義務がある提案（現場管理や安全管理、労働安全衛生等に関する提案）
- ・一般的な法令・規則の遵守に関する提案

4. 提案者が特定できる提案

- ・提案者が特定できる工法名（特許番号なども）等を記載
- ・提案者が特定できる施工実績（工事名、発注者等）を記載

5. 提案条件を満たしていない提案、その他評価できない提案

- ・視点を踏まえていない提案
- ・提案の制限数を超える提案
- ・所定の記載欄以外に記載されている提案（補足資料中の提案など）
- ・現場条件等により採用できない提案